

# 税務関係書類のスキャナ保存 国税庁による新しい取扱通達と Q&A解説(要旨)

## 平成27年度税制改正で決定した項目 (2015年3月31日財務省令第36号)

- ①契約書や領収書の3万円未満に限る規制を撤廃
- ②業務サイクル方式での関係帳簿の事前承認を撤廃
- ③個人の実印相当である電子署名要件を撤廃
- ④膨大な契約申込書等はグレースケール記録を容認
- ⑤電子取引記録の保存に係る電子署名要件も撤廃

## 取扱通達解説(趣旨説明)、Q&Aで明らかになった規制緩和内容

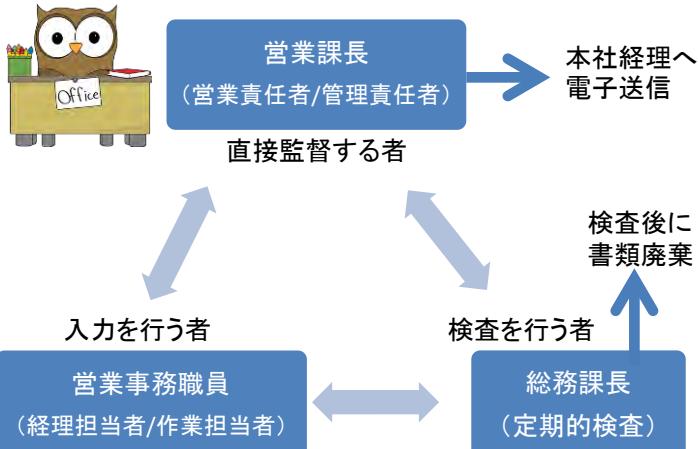
- ⑥重要書類のスキャナ保存に求められる  
適正事務処理要件について(一般書類は除く)
  - ・事務分掌は最低3名でも可
  - ・社内規程等の案を提示
  - ・定期的な検査はサンプル検査も容認
- ⑦タイムスタンプ付与で作成日と非改ざん性の証明を担保
- ⑧まとめてタイムスタンプする方法も容認
- ⑨入力者情報等は認印相当の安価な電子署名による記録も可



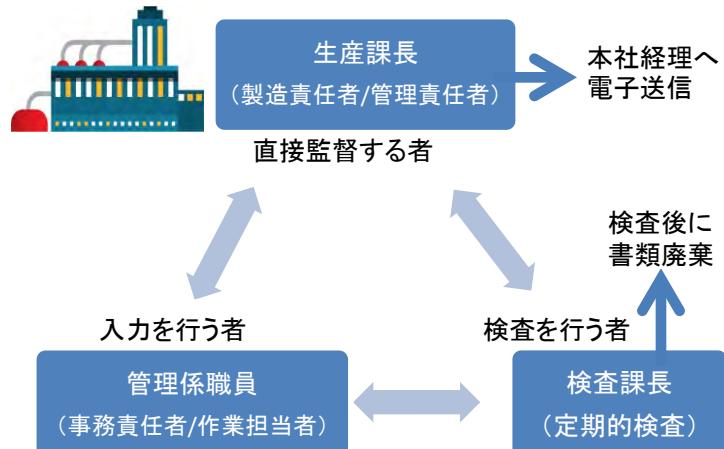
### 最低3名の事務分掌でもスキャナ保存ができます

※適正な事務処理のために事業規模に応じた人員を投入しましょう

#### (例)支店の場合



#### (例)事業所の場合



添付資料1.

国税関係帳簿書類のスキャナ保存の区分

帳簿	仕訳帳 総勘定元帳 一切の取引に関して作成されたその他の帳簿	スキャナ保存対象外		
計算、整理 又は 決算関係書類	棚卸表 貸借対照表・損益計算書 計算、整理又は決算に関して作成されたその他の書類	スキャナ保存対象外		
重要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約書</li> <li>・領収書 及びこれらの写し</li> </ul>	<p>一連の取引過程における開始時点と終了時点の取引内容を明らかにする書類で、取引の中間過程で作成される書類の真実性を補完する書類</p>	<p>資金や物の流れに直結・連動する書類のうち特に重要な書類</p>	重要度：高
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・預り証</li> <li>・借用証書</li> <li>・預金通帳</li> <li>・小切手</li> <li>・約束手形</li> <li>・有価証券受渡計算書</li> <li>・社債申込書</li> <li>・契約の申込書 (定型的約款無し)</li> <li>・請求書</li> <li>・納品書</li> <li>・送り状</li> <li>・輸出証明書 及びこれらの写し</li> </ul>	<p>一連の取引の中間過程で作成される書類で、所得金額の計算と直結・連動する書類</p>	<p>資金や物の流れに直結・連動する書類</p>	重要度：中
一般書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検収書</li> <li>・入庫報告書</li> <li>・貨物受領証</li> <li>・見積書</li> <li>・注文書</li> <li>・契約の申込書 (定型的約款有り) 及びこれらの写し</li> </ul>	<p>資金の流れや物の流れに直結・連動しない書類</p>	<p>資金や物の流れに直結・連動しない書類</p>	<p>速やかに 又は 業務サイ クル後 速やかに 入力</p> <p>適時に 入力</p>

○ 上記の表で重要度が高・中のものがいわゆる重要書類（法第4条3項に規定する国税関係書類のうち、規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類）です。

○ 上記の表で重要度が低のものがいわゆる一般書類（規則第3条第6項に規定する国税庁長官が定める書類）です。